

静岡県告示第1004号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

平成28年11月22日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
ライフサプリプラス株式会社	富士宮市野中741番地の2の2	放課後等デイサービス 澄海（スカイ）	富士宮市野中741-2-2	平成28年11月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
株式会社朝	横浜市鶴見区下末吉六丁目12番28号	富士あけぼの園	富士市今泉8丁目5-1	平成28年11月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
株式会社アース	藤枝市志太585番地の1	児童デイ SES さがら校	牧之原市相良265番地1	平成28年11月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
マンドリル株式会社	浜松市浜北区上島358番地	マナベル	袋井市旭町1-10-20	平成28年11月1日	児童発達支援	重症心身障害児以外